

第84号様式

年度 月分入湯税 ^{更正} _{決定} 通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 区長 印

次のとおり、更正(決定)しましたので、地方税法第701条の9第4項の規定により通知します。

区	分課	税 標	準税	額
既 申 告 (決 定) 額			円	円
更 正 (決 定) 額				
この通知により納入すべき納入金額	不 足 税 額			円
	加 算 金			
	延 滞 金	申告納入すべきであった納期限の翌日から不足税額の納入までの日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)について年14.6パーセント(本件更正(決定)に係る納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間については、当該期間のうち当該期間の属する各年の前年の11月30日現在の公定歩合に年4パーセントを加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。))の割合で計算した金額		
納 期 限		年 月 日		
更 正(決定)の理由				

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。